

市長

もめる条例化 携帯基地局

太宰府からの報告

3>

昨年12月19日、太宰府市議会で議員提案の「市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛

で、さうに2人が賛成に回らないと廃案となる。市長はなぜ再議を

求めたのか。

民福祉の向上や安全安心のまちづくりからも重要だと考えています。説明会は、電波

局が電波法などを順守して設置運営されており、このこと自体に問題はないと認識しています。市民の不安の払

拭と携帯基地局を整備する必要性とを総合的に検討して「実施方針」で対応するのが一つは、事業者が電磁波を測定し勉強会を開催しましたが、住民の理解を得られなかつたよう

いきたい。

——なぜ「実施方針」でいいのですか？

市長 現在では携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認、119番、110番などの緊急時の連絡手段、また災害時の非常通報手段としても各地でその威力を発揮しており、住

事業計画書の提出を求め説明会の開催を義務づけられ、そこが反対者の追及の場にな

では「説明を求められた場合」しか対応しません。

れば基地局の整備は進まなくなり、市民の通信の利益を守ることができなくなります。

市長 職員には市民の悩みと一緒に考えろと言いました。その気持ちは今も変わりません。結論を出すのが選

り住宅地の真ん中や教育施設近くに建設されたときに住民を驚かすたとえに、基地局の新設や改造をする場合は事

行行動しています。再議

は、市民の通信の利益を守るために、議会と対立しても阻止しなければならない重要な

事案と判断したので

市民に不可欠なもの

争防止条例」が10対7で可決された。その後、井上保広市長は拒否権を使い「再議」を求めた。議会が条例案を再可決するには3分の2以上の賛成が必要

——なぜ「実施方針」でいいのですか？

市長 現在では携帯電話が高齢者や子供たちの安全確認、119番、110番などの緊

急時の連絡手段、また災害時の非常通報手段としても各地でその威力を発揮しており、住民の追及の場にな

事業計画書の提出を求め説明会の開催を義務づけられています。「方針」

——この問題で、昨年4月の市長選後に市長の対応が変わったと

市長 私自身、多く

の理解を得るためのも

の

前にも市に知らせ、それ

のと考へています。

市長 職員には市民の悩みと一緒に考えろと言いました。その気持ちは今も変わりません。結論を出すのが選り住宅地の真ん中や教育施設近くに建設されたときに住民を驚かすたとえに、基地局の新設や改造をする場合は事

行行動しています。再議

は、市民の通信の利益を守るために、議会と対立しても阻止しなければならない重要な

事案と判断したので



「携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を守る」と話す井上市長